

參考資料

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

新しい時代に求められる青少年教育の在り方について

平成20年4月18日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

【別紙】

(理由)

次代を担う青少年の健全な育成のためには、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互に連携して社会総がかりで取組を進めることが必要である。しかし、実際には、青少年に対する教育は学校が中心となっており、地域の青少年教育においては、その期待される役割を十分に果たしていない状況にある。

特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある。また、昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある。

このように、青少年教育は大きな転換点を迎えており、青少年教育の再構築が必要となっていることから、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、次のような事項を中心に逐次検討していく必要がある。

- (1) これからの青少年教育の意義・役割について
- (2) 青少年教育における国、地方、民間の役割と連携について
- (3) 青少年教育施設の在り方について
- (4) その他今後の青少年教育の推進方策について

文部科学大臣諮問理由説明

平成20年4月18日

21世紀に入り、間もなく10年が経過しようとしています。この間、グローバル化や情報化等が想像を超えるスピードで進み、その結果、社会は急速にその姿を変えています。今や、わずか数年単位でそれまでの社会基盤や、人々が共有する基礎的な技術・考え方が大きく変貌するに至っています。青少年はこのような社会で育ち、来るべき新しい社会を作る存在であることから、急激な変化に対応できるよう、多様な能力・資質を備えることが求められます。特に、個として確立しつつ、激動する社会の一員として、その形成に積極的に参画していくことが必要であり、一昨年に60年ぶりに改正された教育基本法においても、教育の目標として「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と新たに規定されています。

次代を担う青少年が自立した存在として育つためには、青少年期を大人への準備期間として、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期とするとともに、自らの人生をどう設計していくかについて考える時期とする必要があります。このためには、学校、家庭、地域のそれぞれが、時代の要請に対応しながら、相互に密接に連携して、いわば「社会総がかり」で青少年の健全育成に取り組むことが求められます。

このため、このたび、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、御検討いただきたく、以下、諮問理由について、御審議をお願いしたい事項と併せ若干敷衍^{ふえん}して説明させていただきます。

(1) これからの青少年教育の意義・役割について

青少年が社会の責任ある一員として成長していく過程では、学校教育において「生きる力」を育むとともに、地域社会において大人や多様な年齢層の人々と触れあい、また、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等を通じて、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などをはじめとする豊かな人間性や協調性などを身に付けることが必要であると考えます。

しかし、現状では、青少年に対する教育は、その大半を学校が担っており、多くの大人が自らの子ども時代と比較して、地域の教育力が低下していると感じているとの調査結果に示されるように、青少年教育は期待される役割を十分に果たしているとは言い難い状況にあります。また、地域において青少年に身近な存在として機能してき

た青少年団体は、これまでも団体ごとの特色を活かし、自然体験活動やボランティア活動などを通じて青少年教育にあたってきましたが、近年、その組織率は低下傾向にあり、活動規模や参加者等が縮小したり、旧来の事業がそのまま何年間にわたって続けられるなど、低迷している状況にあります。

一方で、教育再生会議が、子どもたちの社会性、感性を養い、視野を広げるため、小学校で1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動が必要である旨の提言をし、また、今般改訂された学習指導要領においても教育課程の編成に当たり、自然体験やものづくりなどの体験的な学習活動を積極的に取り入れることを求めています。こうした体験活動を実施するためには適切な場や指導者、多様な活動プログラムが整備されることが必要となりますが、これらを教職員をはじめとする学校教育関係者だけで整えることには大きな困難が生じます。すなわち、今後の青少年教育に対しては、これまで培ってきた体験活動に関する指導者やプログラムといった教育資源を学校教育の場で活用するという新たな要請も生まれています。

こうした状況を踏まえ、学校と地域・家庭が車の両輪として青少年の健全育成を行うという本来の姿に向け、青少年教育の再構築を図るために、改めて、青少年教育の意義・必要性とは何か、学校との連携はいかにあるべきか、今後、青少年教育が果たすべき役割とは何か、という点について今日的な見地から専門的な検討をお願いしたいと考えております。

(2) 青少年教育における国、地方、民間の役割と連携について

青少年教育については、国、地方公共団体、民間がそれぞれの立場で様々な取組を行っております。この中には、一見すると内容等が相互に重複しているように見えるものもあります。また、国や地方公共団体の財政が厳しい状況にある一方で、近年、青少年教育の重要性に対する社会的関心の高まりに応え、民間レベルにおいて様々な取組が行われてきています。それらの中には、多くの参加者を集め、広範囲にわたって事業を展開しているものもあることから、今後はこれら民間レベルの取組を推進していくべきだとの意見も見られます。さらに、構造改革や地方分権が進み、国と地方、官と民との役割分担が従前とは変化する今日、青少年教育における国、地方、民間における取組の意義・役割や相互の関係も、この変化に対応していくことが強く求められております。

このような中、青少年教育において、国、地方、民間がより効果的にそれぞれの取組の成果を挙げることができるよう、地方や民間が担っている役割や今後期待される役割等を把握・検討した上で、国はどのような役割を果たし、どのような事業を実施していくべきかという国がとるべき施策の方向性や、地方や民間とどのように連携を進めていくべきかという点についても、御審議いただきたいと思っております。

(3) 青少年教育施設の在り方について

青少年教育施設は、青少年教育の場として大きな意義を有しており、国や地方公共団体によって、全国に広く設置されています。これらの施設では、集団での宿泊研修や体験活動を実施しており、青少年の体験活動不足が指摘される中、その意義は増しています。その一方で、公立施設が全国に設置されていることを踏まえ、国立施設を自ら設置・運営していく必要性や、国立施設でなければ果たせない機能・役割について、早急に検討していくことが求められております。

また、従来型の青少年教育施設は、多様化するニーズに十分に応えられているのかという指摘もあります。さらに、行財政改革や規制改革の観点から、市場化テストの導入や業務の一層の民間委託等が必要だと指摘もあり、これらを受け、国立施設の管理運営の効率化を求める声も高まっています。こうした動きに、どう応えるかについても検討する必要があります。

さらに、公立施設についても、指定管理者制度による新たな管理運営方式の導入や、財政上の問題を理由として施設を廃止・統合する動きも進んでいます。

このため、改めて青少年教育の意義・重要性を踏まえ、国公立の青少年教育施設について、その管理運営の在り方、国として国立施設に今後期待する役割、国公立施設および民間施設との役割分担やそれを踏まえた連携の在り方などについて、御議論いただきたいと思っております。

(4) その他今後の青少年教育の推進方策について

これらに加え、その他の青少年教育の新たな振興方策についても御検討頂きたいと存じます。たとえば、現在、独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている「子どもゆめ基金」を中心として実施されている民間青少年団体に対する支援の在り方を、今後どのようにしていくのか、また、ニートや引きこもり、不登校などの問題を抱える青少年をはじめとして、青少年教育が対象とする層が多様化している中であって、これらに対する教育プログラムの開発や指導者の養成をどのようにしていくことが適当か、青少年教育におけるスポーツの役割はどのようなものか、さらには、グローバル化する中であって青少年の国際交流をどのような視点から充実させていくことが必要であるか、等についても幅広く御審議いただきたいと考えております。

以上、今後の審議に当たり、当面、御検討をお願いしたい点について申し上げました。このたび諮問した事項について、会長、副会長をはじめ、委員の皆様におかれては、幅広い観点から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、このたびの諮問事項については、その内容が広範多岐にわたることから、これらを一一つづつ着実に実現していくため、本審議会におかれましては、審議の区切りがついた事項から逐次答申していただきますようお願いいたします。

第6期中央教育審議会委員

(50音順・敬称略)
◎会長 ○副会長

- | | |
|----------------------|--|
| 相川 敬 | 社団法人日本PTA全国協議会顧問 |
| 安彦 忠彦 | 神奈川大学 特別招聘教授 |
| ○ 安西祐一郎 | 独立行政法人日本学術振興会理事長 |
| 五十嵐俊子 | 日野市立平山小学校長 |
| 生重 幸恵 | 特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事 |
| ※ ₁ 石井 正弘 | 岡山県知事 |
| 浦野 光人 | 株式会社ニチレイ代表取締役会長、公益社団法人経済同友会幹事、財団法人産業教育振興中央会理事長 |
| 衛藤 隆 | 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授 |
| 大日向雅美 | 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授 |
| 岡島 成行 | 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長 |
| ○ 小川 正人 | 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授 |
| 奥野 史子 | 京都市教育委員、スポーツコメンテーター |
| 貝ノ瀬 滋 | 三鷹市教育委員会委員長 |
| 加藤 友康 | 情報産業労働組合連合会 中央執行委員長 |
| 金子 元久 | 筑波大学 大学研究センター 教授 |
| 北城恪太郎 | 日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長 |
| 國井 秀子 | リコーITソリューションズ株式会社取締役会長執行役員 |
| 篠原 文也 | 政治解説者、ジャーナリスト |
| 田村 哲夫 | 学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長 |
| 寺島光一郎 | 北海道乙部町長 |
| 長尾ひろみ | 広島女学院大学長 |
| ※ ₂ 橋本 昌 | 茨城県知事 |
| 橋本 都 | 青森県教育委員会教育長 |
| 濱田 純一 | 東京大学総長 |
| 菱沼 典子 | 聖路加看護大学教授、看護学部長兼研究科長 |
| 平尾 誠二 | 神戸製鋼ラグビー部セネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニティ・アントレプレナーズ機構理事長 |
| ◎ 三村 明夫 | 新日本製鐵株式會社取締役相談役 |
| 宮崎 緑 | 千葉商科大学教授、政策情報学部長 |
| 無藤 隆 | 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長 |
| 村松 泰子 | 東京学芸大学長 |
| 森 民夫 | 長岡市長 |

※₁平成25年1月17日辞任

※₂平成25年1月18日発令

平成25年1月18日現在

第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員名簿

(50音順・敬称略)

◎分科会長 ○副分科会長

相川	敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
明石	要一	千葉大学教育学部教授
荒木田	裕子	公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人笹川スポーツ財団理事
安藤	宏基	日清食品ホールディングス株式会社代表取締役社長・CEO
五十嵐	俊子	日野市立平山小学校長
池田	延行	国土舘大学体育学部教授
岩上	安孝	国立スポーツ科学センター長
上治	丈太郎	ミズノ株式会社代表取締役副社長
上村	春樹	公益財団法人講道館館長、公益財団法人全日本柔道連盟会長
◎ 衛藤	隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授
○ 岡島	成行	大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
奥野	史子	京都市教育委員、スポーツコメンテーター
小倉	式郎	総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、特定非営利活動法人ごうどスポーツクラブ顧問、公益財団法人日本体育協会地域スポーツクラブ育成専門委員会委員、公益財団法人岐阜県体育協会地域スポーツクラブ育成委員会副委員長
大日方	邦子	公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会運営委員、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、株式会社電通パブリックリレーションズコミュニケーションデザイン局シニアコンサルタント
木村	和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
佐藤	光一	経済同友会・教育アドバイザー
品田	龍吉	宮崎大学教育文化学部教授
高野	孝子	特定非営利法人エコプラス代表理事、立教大学特任教授、早稲田大学客員教授
田嶋	幸三	公益財団法人日本サッカー協会副会長兼専務理事
土江	博昭	雲南市教育委員会教育長
野津	有司	筑波大学体育系教授
服部	幸應	学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長
平井	よし子	ジュニアスポーツ指導員
平尾	誠二	神戸製鋼ラグビー部ゼネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニティ・アンド・インテリジェンス機構理事長
平野	啓子	語り部・かたりすと・キャスター、大阪芸術大学放送学科教授
福永	哲夫	鹿屋体育大学長
宮嶋	泰子	株式会社テレビ朝日編成制作局アナウンス部兼編成部上級マネージャー
山口	泰雄	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

平成24年7月6日現在

第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会
青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会委員名簿

(50音順・敬称略)

◎部会長 ○副部会長

相川順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
相川敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
明石要一	千葉大学教育学部教授
◎衛藤隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、 東京大学名誉教授
○岡島成行	大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム 理事長
※岡田武史	前サッカー男子日本代表監督、財団法人日本サッカー協会理事、 文部科学省参与
國友道一	岡山県青少年教育センター閑谷学校所長、財団法人特別史跡旧閑 谷学校顕彰保存会事務局長
小柳晶嗣	株式会社東急エージェンシー人事局人事部部長
佐藤正博	福島県西郷村村長
重政子	特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議 (ESD-J)代表理事
澁谷健治	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
白井智子	特定非営利活動法人トイボックス代表理事、スマイルファクトリー・ スマイルファクトリーハイスクール校長
鈴木みゆき	和洋女子大学人文学群教授
高木美保	タレント
高野孝子	特定非営利活動法人ECOPPLUS代表理事、立教大学特任教授、 早稲田大学客員教授
高比良美穂	「子ども応援便り」編集長、株式会社ニューメディア研究所シン キング代表取締役
土江博昭	雲南市教育委員会教育長
新田英理子	特定非営利活動法人日本NPOセンター企画部門主任
野口健	登山家
服部幸應	学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長
星野敏男	明治大学経営学部教授
堀竹充	新宿区立早稲田小学校校長
吉田俊仁	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟理事

※平成24年1月6日辞任

平成24年10月1日現在

中央教育審議会における審議の経過

平成20年4月18日（金）第65回 中央教育審議会総会

文部科学大臣より中央教育審議会に新しい時代に求められる青少年教育の在り方について諮問

平成23年5月20日（金）第59回 スポーツ・青少年分科会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」を分科会に設置

第1回部会 平成23年6月7日（火）

- (1) 部会長の選任等
- (2) 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会の運営等について

第2回部会 平成23年6月30日（木）

- (1) 第1回部会の議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション（委員2名、外部有識者1名）

第3回部会 平成23年7月12日（火）

- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション（委員2名、外部有識者1名）

第4回部会 平成23年7月26日（火）

- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション（委員2名、外部有識者1名）

第5回部会 平成23年8月22日（月）

- (1) 委員によるプレゼンテーション（委員2名）
- (2) これまでの意見のまとめについて

第6回部会 平成23年12月27日（火）

- (1) 国立青少年教育施設をめぐる状況について
- (2) 「これまでの意見のまとめ」を踏まえた今後の主な論点について

第7回部会 平成24年3月5日（月）

- (1) 委員によるプレゼンテーション（委員2名）

第8回部会 平成24年3月22日（木）

- (1) 有識者によるプレゼンテーション（有識者4名）

平成24年3月27日（火）第66回 スポーツ・青少年分科会

部会における審議状況について報告

第9回部会 平成24年4月11日（木）

- (1) 有識者によるプレゼンテーション（有識者1名）
- (2) 体験活動の評価・顕彰について

※懇談会を2回開催（平成24年6月1日・2日）。

第10回部会 平成24年6月26日（火）

- (1) 委員によるプレゼンテーション（委員1名）
- (2) 懇談会の報告
- (3) 自然体験活動指導者の資格化に向けた取組について
- (4) 中間報告素案（案）について

平成24年7月6日（金）第67回 スポーツ・青少年分科会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」中間報告（素案）【第9回部会までの主な意見の整理】について審議

第11回部会 平成24年7月23日（月）

- (1) 中間報告(案)【第10回部会までの主な意見の整理】について
- (2) 委員によるプレゼンテーション

第12回部会 平成24年8月20日（月）

- (1) 「今後の青少年の体験活動の推進について（中間報告(案)）」について

※第20回教育振興基本計画部会（平成24年8月24日）において「今後の青少年の体験活動の推進について（中間報告(案)）」報告

平成24年8月28日（火）第82回 中央教育審議会総会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」中間報告（案）について報告

パブリックコメントの実施 平成24年9月3日～10月3日

上記の期間において、国民の皆様から、郵送、FAX、E-mail等による意見募集を行った。

（結果：35団体・個人から合計131件）

第13回部会 平成24年10月12日（金）

- (1) 報告事項（平成25年度概算要求等について）
- (2) パブリックコメントの実施状況について
- (3) 「今後の青少年の体験活動の推進について（審議のまとめ(案)）」について

平成24年12月11日（火）第68回 スポーツ・青少年分科会

「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）(案)」について審議

平成25年1月21日（月）第83回 中央教育審議会総会

「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）(案)」について審議・答申

「体験活動」等の定義について

○ 広辞苑

「体験」：自分が身を以て経験すること。また、その経験。

○ 次代を担う自立した青少年の育成に向けて(答申) (平成19年1月30日 中央教育審議会) <抄>

「体験活動」：体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験を指して用いている。

「体験」：経験のうち、経験する者の能動性や経験の内容の具体性に着目して、能動的な経験や具体的な経験を指して用いている。

○ 体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－(文部科学省初等中等教育局平成14年10月) <抄>

1 「体験活動」のとらえ方

「体験活動」とは、文字どおり、自分の身体を通して実地に経験する活動のことである。人は、いろいろな感覚器官を通して、外界の事物・事象に働きかけ、学んでいく。具体的には、見る(視覚)、聞く(聴覚)、味わう(味覚)、嗅ぐ(嗅覚)、触れる(触覚)といったいろいろな感覚を働かせて、あるいは組み合わせて、外界の事物や事象に働きかけ、学んでいく。このように、子どもたちが身体全体で対象に働きかけかかわっていく活動をここでは「体験活動」ととらえている。体験活動には、自分自身が対象となる実物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、写真やテレビなどの媒体を介して感覚的に学びとる「間接体験」、更に模型やシミュレーションなどを通して学ぶ「疑似体験」があるが、今日、とりわけ「直接体験」をどのように豊かにしていくかということが大きな課題となっている。本資料において「体験活動」という場合、特記しない限り「直接体験」を指している。

○ 沖縄振興特別措置法(平成14年3月 法律第14号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自然体験活動 自然の中で自然を利用して行う各種活動であり、キャンプ、ハイキングといった野外活動、動植物の観察や星の観測といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動、一次産業体験(農作業体験等)などを含んだ総合的な活動である。

○ 阿蘇市自然体験活動の推進に関する条例(平成23年12月 阿蘇市条例第26号)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう。

「青少年」の定義について

「青少年」の定義は必ずしも一様ではないが、
「子ども・若者ビジョン」においてはおおむね30歳未満の者を対象としている。

○ 子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)〈抄〉

用語(注) 子ども・若者等

子ども:乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者:思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年:乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)〈抄〉

(定義)

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

体験活動に関する法令等の規定

○学校教育法

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

○社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

第5条

14. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

○教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)

<施策の基本的方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。

◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

◇体験活動・読書活動等の推進

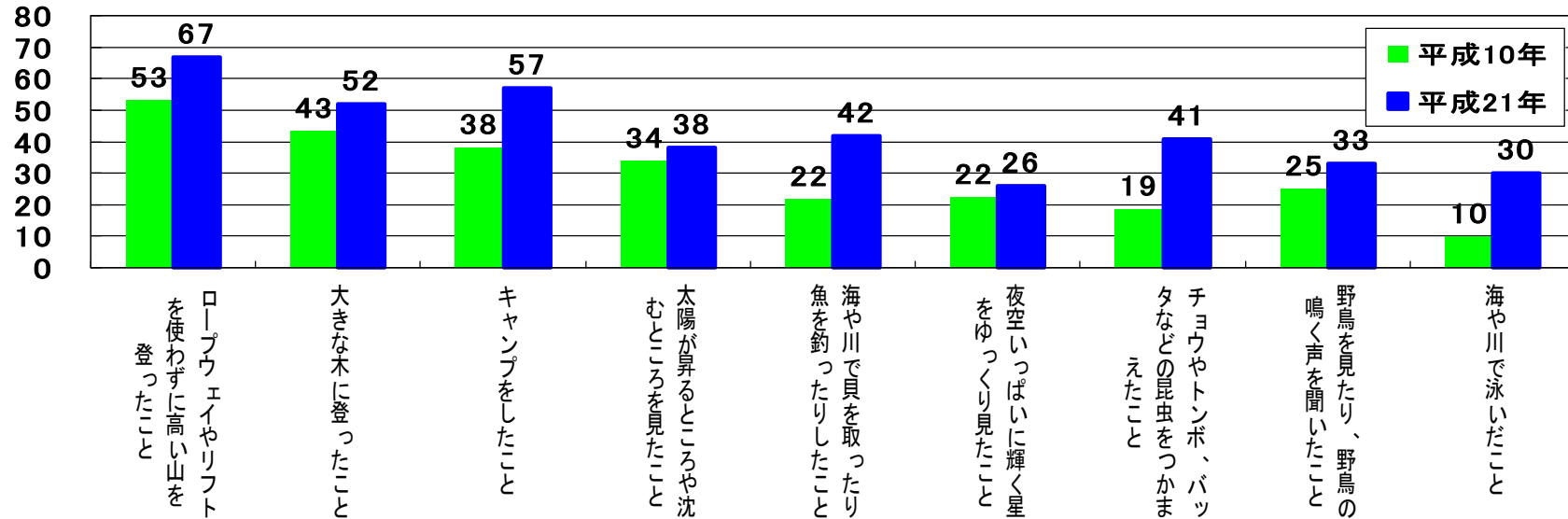
基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

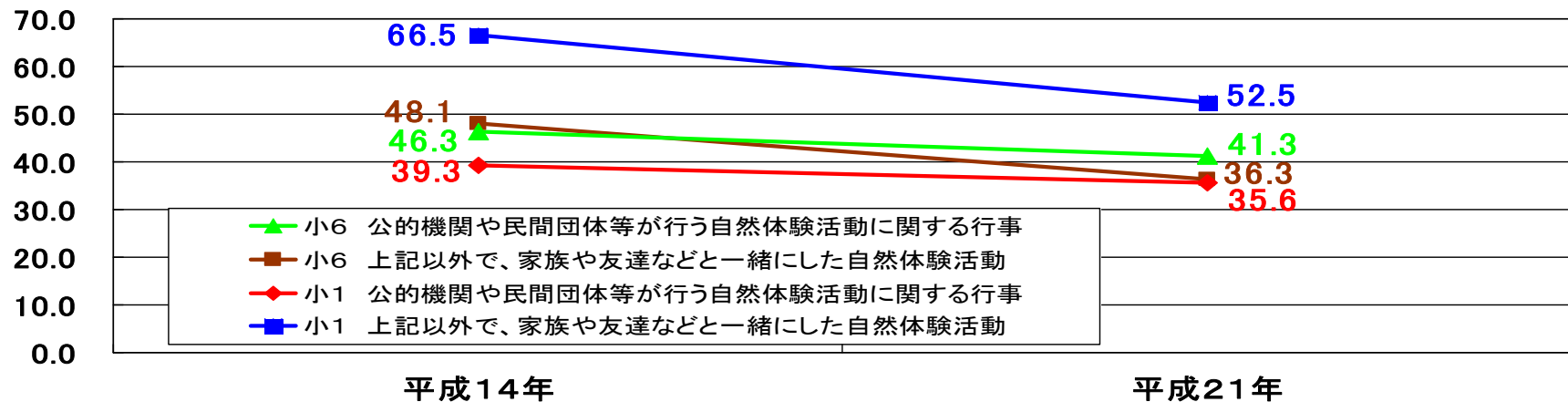
青少年の自然体験をめぐる状況

自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



○夏休みにおける自然体験活動への参加割合



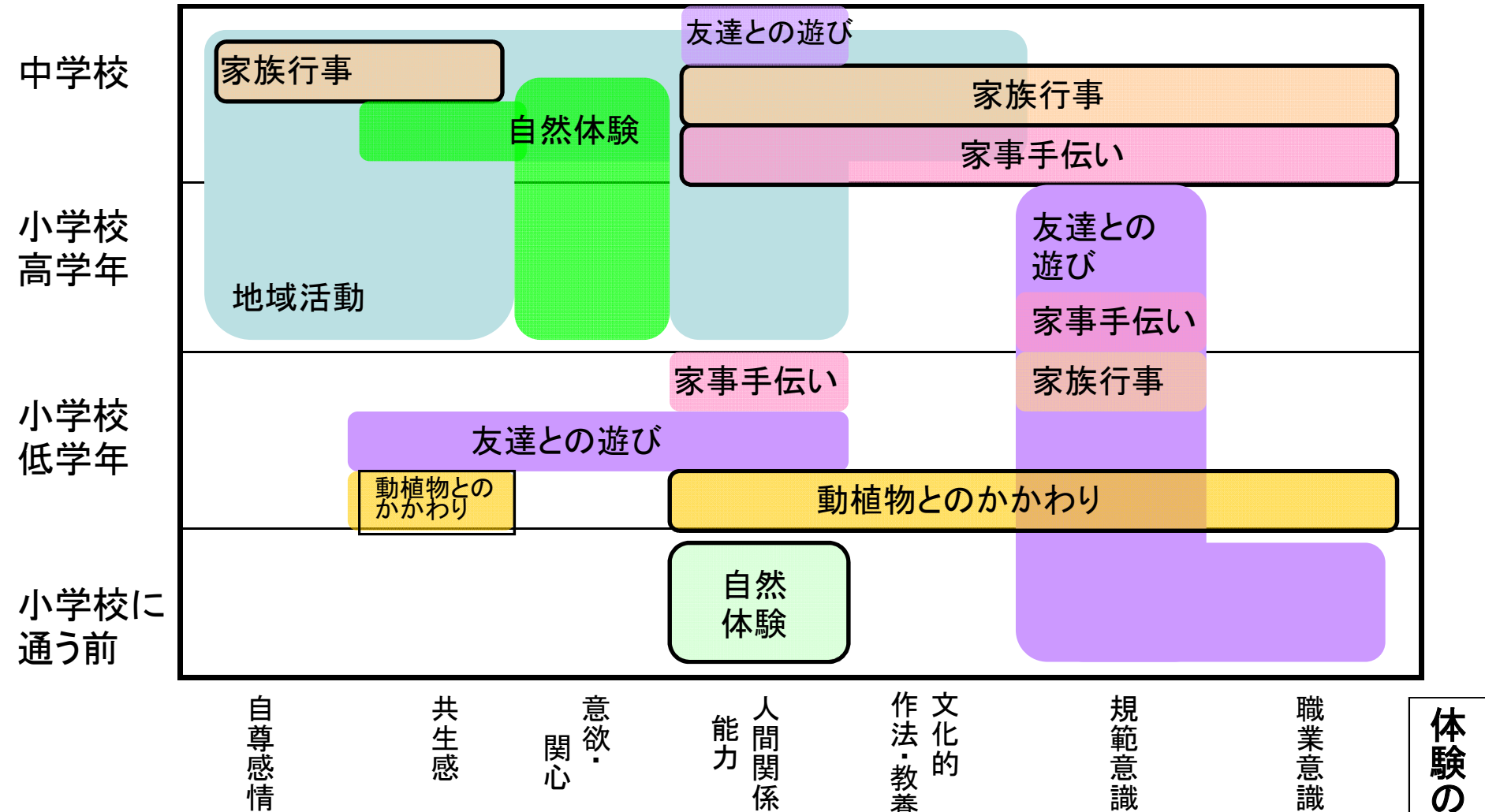
(独)国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」(平成22年10月)

青少年の自然体験をめぐる状況

小学校低学年までは友達や動物との関わり、
小学校高学年～中学生までは地域や家族との関わりが大切

年齢期

年齢期別「体験の力」との関係がみられる体験



(独)国立青少年教育振興機構 「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(平成22年10月)

子どもの体験活動の実態に関する調査研究

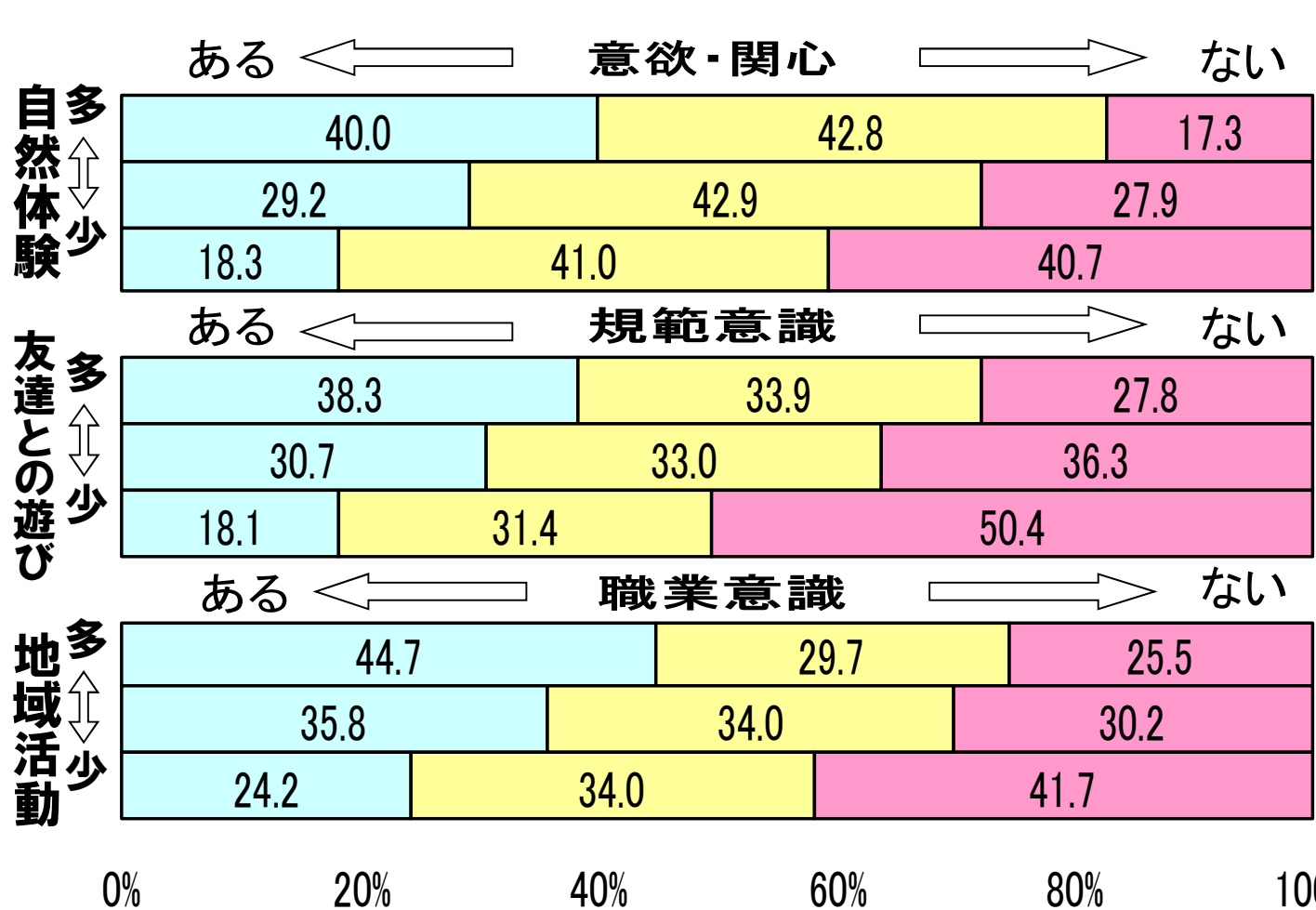
平成22年10月独立行政法人国立青少年教育振興機構

本研究は、子どもの頃の体験を通じて得られる資質・能力を検証し、人間形成にとってどの時期にどのような体験をすることが重要になるのかを明らかにすることを目的とした。



体験活動の効果

子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



主な質問項目

- 【意欲・関心】
 - ・もっと深く学んでみたいことがある
 - ・経験したことの無いことには何でもチャレンジしてみたい
- 【規範意識】
 - ・交通規則など社会のルールは守るべきだと思う
 - ・電車やバスに乗ったとき、お年寄りや身体の不自由な人には席をゆずろうと思う
- 【職業意識】
 - ・自分にはなりたい職業や、やってみたい仕事がある
 - ・できれば、社会や人のためになる仕事をしたいと思う

(独)国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(平成22年10月)

体験活動の効果

「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある」と回答している児童生徒の方が理科の正答率が高い傾向が見られる

自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか

■ 当てはまる

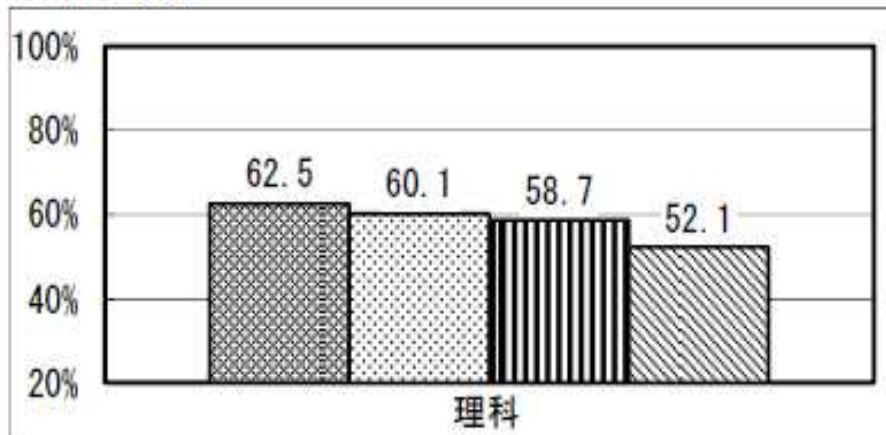
■ どちらかといえば、当てはまらない

■ どちらかといえば、当てはまる

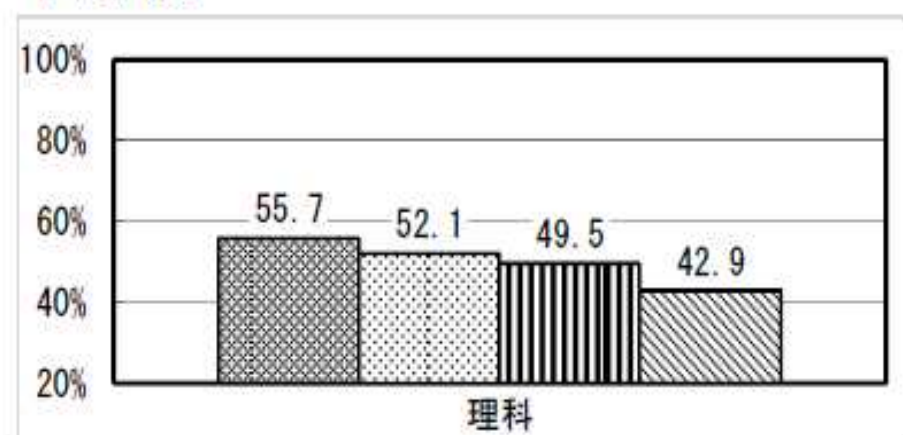
■ 当てはまらない

※縦軸は平均正答率

【小学校】



【中学校】



文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度)

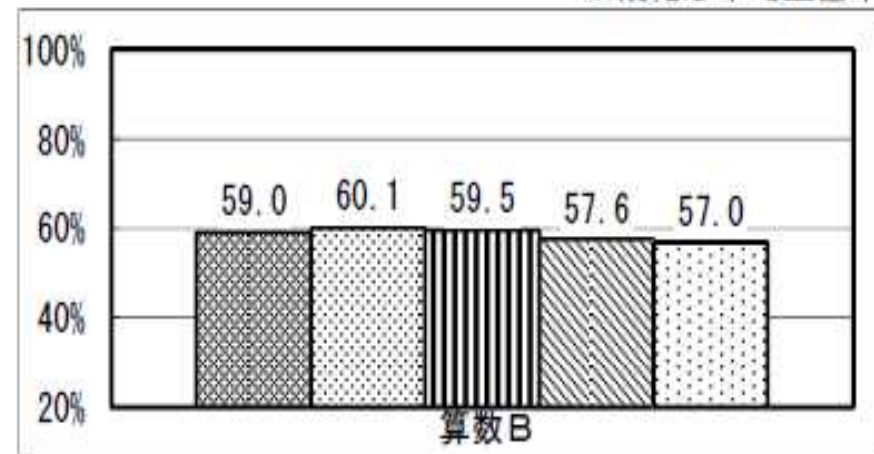
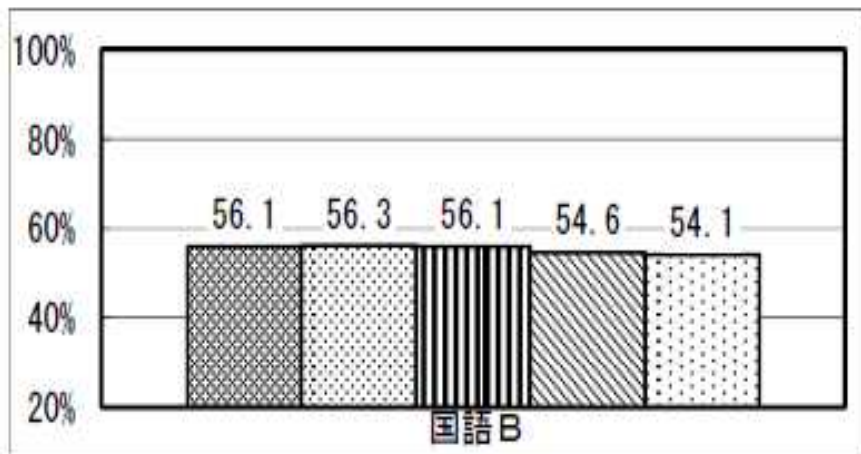
体験活動の効果

第5学年までに自然の中での集団宿泊活動を行った小学校の方が、
国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向が見られる

第6学年の児童に対して、第5学年までの間に自然の中での集団宿泊活動を行いましたか

■ 4泊5日以上 ■ 3泊4日 ■ 2泊3日 ■ 1泊2日 □ 行っていない

※縦軸は平均正答率

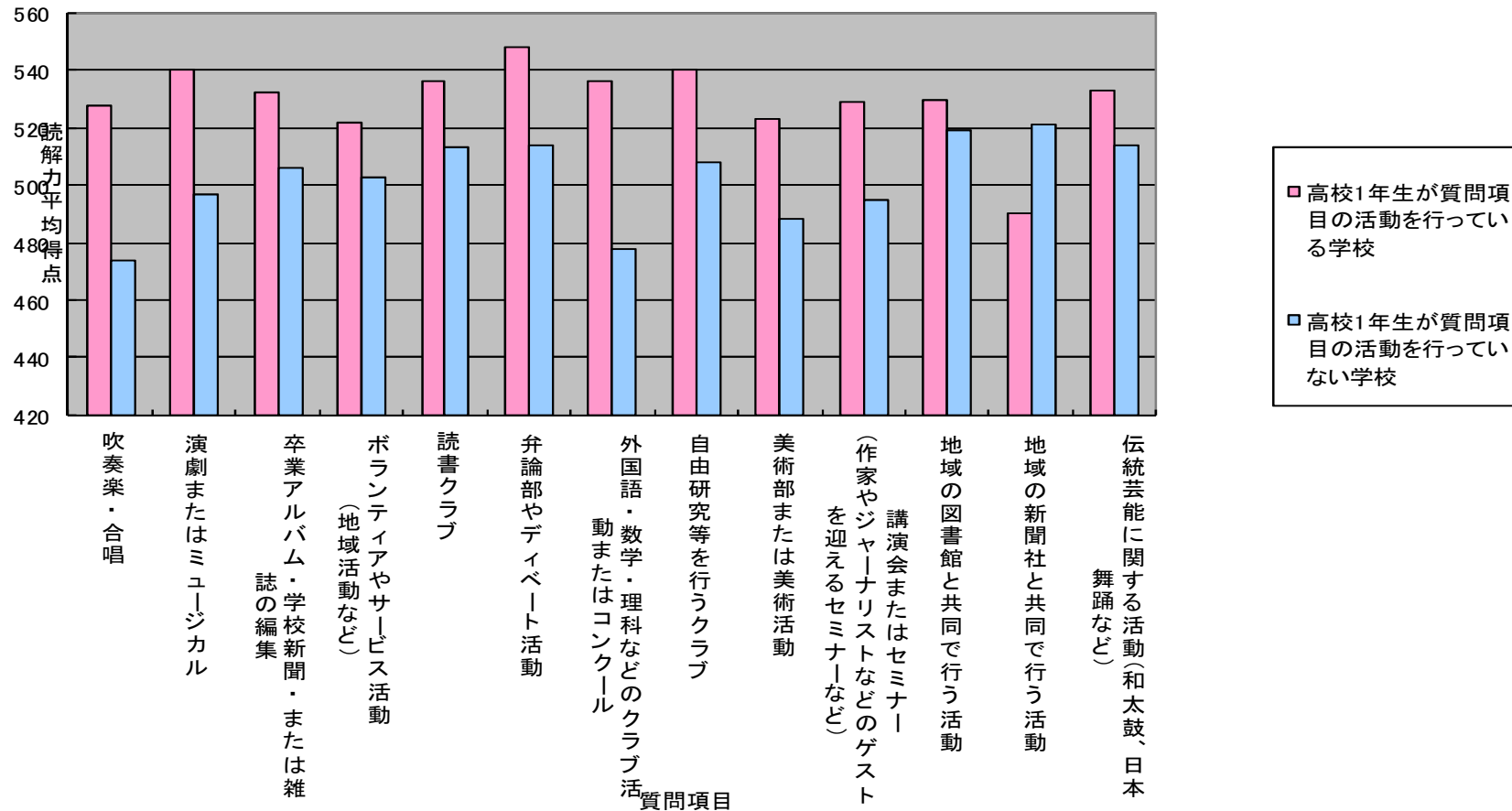


文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度)

体験活動の効果

クラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど
読解力の得点が高い傾向がある

学校の活動と読解力平均得点(日本)



国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」(平成21年度)より、文部科学省において作成